

平成30年7月17日

貨物自動車運送事業者の皆様

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
京都府地方協議会（事務局：近畿運輸局京都運輸支局）

運送約款改正に伴うアンケート調査の実施について

拝啓 新緑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、国土交通行政にご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

さて、トラック運送事業における適正な運賃・料金の収受に向け、国土交通省は平成29年8月4日に標準貨物自動車運送約款（以下「運送約款」という。）を改正し、同年11月4日に施行しました。約款改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の待機時間、貨物の積込み又は取卸しの荷主からの委託、附帯業務（横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼りその他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「待機時間等」という。）の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備したところです。

この度、当協議会では運送約款の改正に伴い、近畿運輸局管内の貨物自動車運送事業者の改正後の運賃・料金の収受状況、待機時間等の削減状況の調査を行うことといたしました。

つきましては、別紙にアンケートをご用意しましたので、お忙しいとは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、下記の要領で回答頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 回答は、同封しましたアンケート回答用紙に直接ご記入ください。
2. アンケートでは共通編と改正後の運送約款適用による運賃・料金届、旧運送約款認可申請の手続き状況による調査票A～Cの選択式となっています。
3. アンケートの回答につきまして、FAXにて平成30年7月31日まで（できるだけ早急に）回答をお願いします。
4. 回答いただいた企業情報は、本調査の目的以外には使用いたしません。
5. このアンケート調査に関してご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先

住 所：〒612-8418

京都府京都市伏見区竹田向代町37

京都運輸支局 輸送・監査部門

電 話：075-681-9765

アンケート調査回答先

アンケート調査回答・集計委託会社

メディアフタバ株式会社

FAX：06-6924-4054

トラック運送事業における適正運賃及び料金の収受を推進するため、標準貨物自動車運送約款の改正を行いました。

○標準貨物自動車運送約款改正の趣旨

トラック運送業においては、これまでの商慣習により、積み込み・取卸し作業、荷主都合により生じた待機時間、倉庫での棚入れ等の附帯作業、などに係るコストの負担が不明確となっており、これらに係る対価が支払われない場合が生じやすくなっていました。このような状況を改善していくために、サービスに対応した対価を収受する環境を整えていく必要があります。

このため、運送の対価である「運賃」と積み込料や待機時間料といった運送以外の役務の対価である「料金」の範囲を明確化し、「運賃」と「料金」を別建てで収受できるよう、標準貨物自動車運送約款の改正を昨年11月に行いました。

○標準貨物自動車運送約款の改正

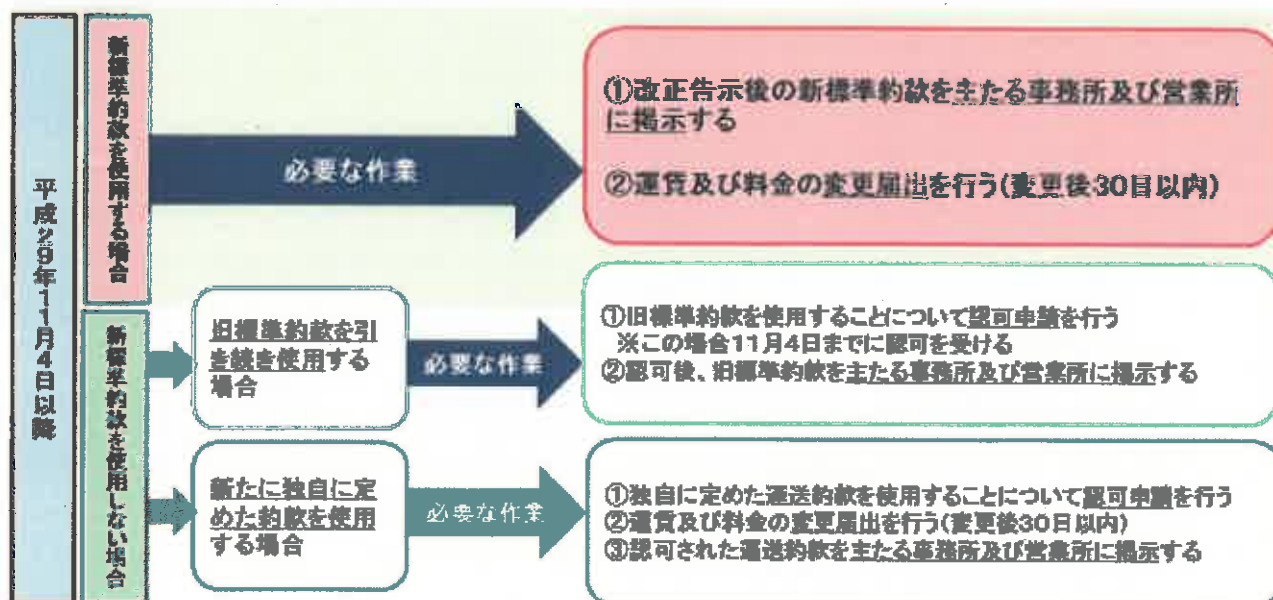
標準貨物自動車運送約款について、以下のような改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備しました。

- (1) 運送状の記載事項として、「積み込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定
- (2) 料金として積み込み又は取卸しに対する対価を「積み込料」及び「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定
- (3) 附帯業務の内容として「横持ち」等を明確化等

標準貨物自動車運送約款の改正に伴いトラック事業者が行うべきこと



○待機時間料、積み込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。



約款改正に伴う変更届出等の手続き等行っていない貨物自動車運送事業者におかれましては、下記に記載しています近畿運輸局のホームページをご確認下さい。



<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/tetsuzuki/truck/index.html>

☆調査票 共通編

質問 1. アンケートを受けとられた府県を教えてください。

- | | |
|----------|--------|
| ① 大阪府 | ② 兵庫県 |
| ③ 京都府 | ④ 奈良県 |
| ⑤ 滋賀県 | ⑥ 和歌山県 |
| ⑦ その他の地域 | |

質問 2. 貴社の事業用トラックの車両数を教えてください。(トレーラーを除く)

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 5 両 | ② 6～10 両以下 |
| ③ 11～20 両以下 | ④ 21～30 両以下 |
| ⑤ 31～50 両以下 | ⑥ 51 両～100 両以下 |
| ⑦ 101 両～300 両以下 | ⑧ 301 両以上 |

質問 3. 貴社と取引のある荷主はおよそ何社ですか。

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 1 社～5 社 | ② 6 社～10 社 |
| ③ 11 社～20 社 | ④ 21 社～30 社 |
| ⑤ 31 社以上 | |

質問 4. 貴社の主な輸送品目をお選びください。(複数選択可)

- ① 農産品 ② 畜産・水産品 ③ 木材 ④ 石炭 ⑤ 家具製品 ⑥ 砂利 ⑦ 工業機械
⑧ セメント ⑨ 窯業品 ⑩ 石油製品 ⑪ 化学製品 ⑫ 紙加工品 ⑬ 繊維工業品 ⑭ 食料品
⑮ 日用雑貨品類 ⑯ 飲料水 ⑰ 肥料 ⑱ 廃棄物 ⑲ 自動車 ⑳ プラスティック製品
㉑ 医薬品、化粧品類
その他 ()

質問 5. 運賃・料金について、荷主と交渉する場はありますか。

- ① 荷主と定期的に交渉する場を持っている。
② 荷主と不定期に交渉する場を持っている。
③ 荷主と交渉する場を持っていない。
④ その他 ()

質問 6. 貴社において待機時間は発生していますか。

- ① 発生している。
② 時々、発生している。
③ 発生していない。

新運送約款適用に伴う運賃・料金属、または、旧運送約款変更認可申請のいずれかの手続きをされましたか。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ① 新運送約款適用に伴う運賃・料金属の提出を行った。 | → 調査票 A へ |
| ② 旧運送約款の認可申請を行った。 | → 調査票 B へ |
| ③ いずれの手続きも行っていない。 | → 調査票 C へ |

☆調査票 A (新運賃・料金属出事業者調査票)

質問 1. 新運送約款(新運賃・料金属出)にしようとしたのは何故ですか

- ① 日頃から、荷主と運賃・料金交渉が出来ているから。
- ② 新運賃・料金で荷主と契約交渉が出来たから。
- ③ 他の貨物事業者(元請等)と相談したから。
- ④ その他 ()

質問 2. 荷主との交渉の結果、運賃・料金の値上げが出来ましたか

- ① 運賃・料金の値上げをすることが出来た。
- ② 運賃・料金交渉の結果、値上げが出来なかった。
- ③ 現在、交渉を行っている。
- ④ その他 ()

質問 3. 新運送約款の適用により、待機料金、積込料又は取卸料及び附帯料金は収受出来ましたか。

- ① 出来るようになった。
- ② 出来ていない。

質問 4. 新運送約款の適用により、運転者の勤務時間が削減出来ましたか。

- ① 削減出来た。
- ② 一部削減出来た。
- ③ 削減出来なかった。

質問 5. 質問 4. で①又は②を回答された事業者様について、1日の勤務時間が削減出来た時間はどの程度ですか。

- ① 30分未満
- ② 30分以上1時間未満
- ③ 1時間以上3時間未満
- ④ 3時間以上

☆調査票 B (旧運送約款認可申請事業者調査票)

質問 1. なぜ旧運送約款で認可申請を提出したのか。

- ① 新基準で荷主と契約交渉が出来ないから。
- ② 荷主に、新基準での運賃交渉を申し出たが、断られたから。
- ③ 他の貨物事業者（元請等）と相談して認可を決めたから。
- ④ 自社の判断で決めたから。
- ⑤ その他（

質問 2. 旧運送約款を適用する事により、運転者の勤務時間が削減出来ましたか。

- ① 削減出来た。
② 一部削減出来た。
③ 削減出来なかった。

質問 3. 質問 2. で①及び②を回答された事業者様について、1日の勤務時間が削減出来た時間はどの程度ですか。

- ① 30分未満
② 30分以上1時間未満
③ 1時間以上3時間未満
④ 3時間以上

◎ 今後、荷主と交渉される予定がある場合、どのような交渉を考えていますか。その内容を自由記述欄(アンケート回答用紙下部)に記入をお願いします。

☆調査票C

**(新運賃・料金属または旧運送約款認可申請書
未提出事業者調査票)**

質問 1. なぜ、新運賃・料金属または旧運送約款認可申請のを行わなかったのか。

- ① 新運送約款により荷主と運賃・料金の交渉が出来ないから。
- ② 荷主に、新運送約款による運賃交渉を申し出たが、断られたから。
- ③ 他の貨物事業者（元請等）と相談したが、躊躇しているから。
- ④ 新運送約款が施行されたことを知らなかったから。
- ⑤ その他（ ）

質問 2. 新運賃・料金属出又運送約款認可申請を提出されておられませんが、運転者の勤務時間は削減出来ましたか。

- ① 削減出来た。
- ② 一部削減出来た。
- ③ 削減出来なかった。

質問 3. 質問 2. で①及び②を回答された事業者様について、1日の勤務時間が削減出来た時間はどの程度ですか。

- ① 30分未満
② 30分以上1時間未満
③ 1時間以上3時間未満
④ 3時間以上

◎ 今後、荷主と交渉される予定がある場合、どのような交渉を考えていますか。その内容を自由記述欄(アンケート回答用紙下部)に記入をお願いします。

F A X 番号 06 - 6924 - 4054

アンケート回答用紙

(回答期限：平成30年7月31日)

回答に当たりますようお願い

1. 回答欄には、該当する項目の番号をご記入下さい。
2. 「その他」と回答される場合には、その具体的な内容を解答欄にご記入ください。

共通編

質問1		質問2		質問3		質問4		その他	
質問5		その他				質問6			

調査票A

質問1		その他		質問2		その他	
質問3		質問4		質問5			

調査票B

質問1		その他	
質問2		質問3	

調査票C

質問1		その他	
質問2		質問3	

自由記述欄 (ご自由に記載して下さい。)

--

アンケート調査へのご協力ありがとうございました。